

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

安全委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、我が国の輸血医療の安全に関連する方策の策定と実施について審議し、輸血安全の向上に資する。

(業務)

第2条 輸血安全に関する要望書を提案するとともに、要望の実現化に向けた活動を行う。

2 輸血安全に関する調査・研究を行う。

3 輸血安全に関する広報活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 必要に応じてタスクホースを設立し、委員の中から1名のタスクホース委員長を選出する。

(審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。

2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は平成25年12月1日から施行する。